

公 告

令和6年3月1日
ひかり健康保険組合
理事長 儀同 康

令和6年度任意継続被保険者の標準報酬月額について

当組合の任意継続被保険者において、任意継続被保険者の標準報酬月額は、下記記載の額となりますので公告します。

記

健康保険法第47条1項（任意継続被保険者の標準報酬）の規定により被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額。

以上